

日本バレーボール学会学会誌査読規程

(目的)

第1条：本規程は、日本バレーボール学会誌（バレーボール研究）に掲載する論文の査読について規定する。
論文とは、総説、原著論文、実践論文、研究資料、指導実践報告とする。

(査読者)

第2条：査読者は1論文につき原則3名とし、編集委員会が選定する。

第2項 次の場合には、査読者の交代や提出された2名の結果をもとに編集委員会の判断で判定できる。

- (1) 査読者の都合で査読が不可能になった場合
- (2) 期限を経過しても査読結果報告書が提出されない場合

第3項 編集委員長が著者となっている論文および編集委員長に近い著者による論文を受領した場合は、当該論文に関しては編集副委員長が編集委員長の役割を代行する。

第4項 査読者の氏名は公表しない。

(査読者の決定)

第3条：編集委員会は、投稿論文を受け付けた日から10日以内に、専門または関連研究領域から論文の研究に関わりのないことを確認し、査読者を決定する。

(査読／再査読の依頼)

第4条：編集委員会は、査読者決定後、速やかに査読を依頼する。

第2項 査読または再査読の依頼にあたっては、以下の書類を査読者に届ける。これらの書類からは著者の氏名・所属をすべて削除する。

- ・論文査読（再査読）のお願い
- ・査読（再査読）結果報告書
- ・論文原稿および図表
- ・所見に対する著者の回答（再査読のみ）
- ・英文抄録（査読用にその和訳を添えること）
- ・日本バレーボール学会誌査読規定（再査読は不要）

(査読期間)

第5条：査読期間は、初回の査読、再査読とも3週間を目処とする。

(査読・審査)

第6条：査読者は、論文等の種別に応じて、内容の独創性、新規性、有用性、信頼性、完成度ならびに題目、構成・表現の適切性の観点から査読を行ない、その結果を学会誌編集委員会に報告する。

第2項 査読者はコメントや指摘事項を記載し、意見を述べる必要があり、査読者の意図が著者に明確に

伝わるよう具体的に分かりやすく、且つ丁寧・親切に書かなければならない。

第3項 査読者は、学会誌の権威と著者の権利を保護する責任があり、厳正中立の立場を保持しなければならない。

第4項 査読によって知り得た論文の内容については、学会誌の刊行が完了するまで機密を保たなければならない。

第5項 編集委員会は、査読報告にもとづき、論文種別の判定および論文の「掲載可」「一部修正されれば掲載可」「大幅修正されれば掲載可」「掲載不可」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。

(再査読)

第7条：査読報告において、「一部修正されれば掲載可」または「大幅修正されれば掲載可」の判定が通知された著者が、修正投稿された場合は、原則として同じ査読者が再査読を行なう。

第2項 再査読は初回の査読指摘事項に対する査読のみとし、新たな指摘事項の追加は行なわない。
ただし、査読者の指摘事項以外の修正があった場合はこの限りではない。

第3項 再査読後の修正結果が不十分な場合は、著者に再修正を依頼することができる。
ただし、指摘は具体的で明確でなければならない。

(査読／再査読結果の報告)

第8条：査読者は、「査読結果報告書」を編集委員会へ提出する。

第2項 論文原稿に加筆・訂正・指摘事項がある場合には、「所見」として編集委員会に提出する。

第3項 査読者は査読期限を厳守する。止むを得ない事情で遅れる場合は編集委員会へ連絡し、編集委員会の了承を得る。

(査読者の指摘事項)

第9条：査読者は新たな調査や実験を追加する要求はしないものとする。

第2項 不適当と思われる内容や表現を含む査読の指摘事項に対しては、編集委員会が修正または削除することができる。

(修正論文の再査読)

第10条：著者による修正論文が提出された場合は、修正論文に「所見に対する著者の回答」を添付して査読者に再査読を依頼する。

第2項 査読者は、論文が正しく修正されているかどうかを確認し、その結果を編集委員会に提出する。

(規程の改廃)

第11条：本規程の改廃は、編集委員会が起案し、理事会が行なう。

付則 本規程は、平成28年9月23日より施行する。